

2024年5月29日

各位

会社名 PHCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 出口 恭子
(コード：6523、プライム市場)
問合せ先 経営管理部 上席部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

事後交付型業績連動型株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ
(定時株主総会付議議案)

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「PSU制度」といいます。）、及び、当社独立社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット制度）（以下「RSU制度」といい、PSU制度と併せて「本制度」と総称します。）の導入に係る議案（以下「本議案」といいます。）を本年開催予定の当社第11回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 本制度を導入する理由

① PSU制度

持続的な企業価値の向上を動機づけるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、PSU制度を導入することといたしました。

② RSU制度

現在、当社は、当社独立社外取締役に対する報酬の一つとして、株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めるため、ストック・オプション制度を採用しています。さらなるグローバルな事業展開と成長の実現に向け、株価上昇と企業価値向上のインセンティブを一層高めるとともに、国籍や経験等の点で多様性に富んだ優秀な人材を確保することを目的として、独立社外取締役を対象に、グローバルに広く利用されている、RSU制度に変更することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の内容

① PSU 制度

対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度とします。）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

したがって、PSU 制度は数値目標の達成度等に応じて当社普通株式を交付するものであり、PSU 制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

② RSU 制度

対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間に応じた数（原則として3年分に相当する数）のユニットを事前に支給し、1年経過する毎に、継続勤務を条件として、かかる期間が満了するまでの年数に応じて按分したユニット数（原則として、毎年3分の1ずつ）を確定させ、当社普通株式を交付する株式報酬制度です。

したがって、RSU 制度は対象取締役の継続勤務を条件に当社普通株式を交付するものであり、RSU 制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

(2) 本制度の仕組み

① PSU 制度

(ア) 当社は、各対象取締役の役割の大きさ等に応じた基準金額を設定した上で、当該金額に基づき各対象取締役に支給するユニット数を当社取締役会で決定し、これを支給します。

(イ) 当社は、評価期間について当社取締役会が定める数値目標の達成割合（注）や在職期間に応じて、支給されたユニット数を基礎に各対象取締役に交付する当社普通株式の数を当社取締役会で決定します。

（注）当初の評価期間における評価方法としては、2024年3月末時点と2027年3月末時点の(a)当社の株主総利回りの伸長率と(b)東証株価指数(TOPIX)の株主総利回りの伸長率を比較した上で、支給するユニットの0%~200%の範囲内で、交付株式数を算出します。具体的には、(a)が(b)の125%以上の場合には200%、(a)が(b)と一致する場合には100%、(a)が(b)の75%以下の場合には0%として、交付株式数を算出します。下記(4)の交付株式数及び金銭報酬債権額の上限は、(a)が(b)の125%以上の場合に交付される株式数(ユニットの200%)を基礎として設定するものです。

(ウ) 当社は、上述(イ)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、(i)対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法、又は(ii)現物出資に供するための金銭報酬債

権を各対象取締役を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式を対象取締役に割り当てます。

上記(i)の方法による場合、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「決議日前日終値」といいます。)を乗じた金額を対象取締役の報酬額として算出します。上記(ii)の方法による場合、各対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じて算定します。

② RSU 制度

(ア) 当社は、各対象取締役の役割の大きさ等に応じた基準金額を設定した上で、当該金額に基づき各対象取締役に支給するユニット数を当社取締役会で決定し、これを支給します。

(イ) 支給されたユニットは、対象取締役の継続勤務を条件として、原則として、1年経過する毎に、支給されたユニット数(3年分)の3分の1ずつが確定します。当社は、確定したユニットの数に対応した当社普通株式(1ユニット当たり1株)を交付することを決定します。

(ウ) 当社は、上述(イ)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、(i)対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法、又は(ii)現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式を対象取締役に割り当てます。

上記(i)の方法による場合、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じた金額を対象取締役の報酬額として算出します。上記(ii)の方法による場合、各対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、決議日前日終値を乗じて算定します。

(3) 対象取締役

① PSU 制度

社外取締役を除く取締役とします。当社の現在の取締役(社外取締役を除きます。)の員数は3名ですが、本株主総会に付議する取締役選任議案が承認されますと、対象取締役の員数は2名となります。

② RSU 制度

全ての独立社外取締役とします。当社の現在の独立社外取締役の員数は2名ですが、本株主総会に付議する取締役選任議案が承認されますと、対象取締役の員数は3名となります。

(4) 交付株式数及び金銭報酬債権額の上限

PSU 制度により、対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権等の総額は、経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、それぞれ、年 66,000 株以内及び年額 165 百万円以内（但し、評価期間に係る年数分累計 198,000 株及び 495 百万円以内を一括して支給できるものとします。）といたします。

また、RSU 制度により、対象取締役に対して発行又は処分される当社普通株式の総数及び支給される金銭報酬債権等の総額は、経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、それぞれ、年 22,000 株以内及び年額 53 百万円以内といたします。

なお、上記株式数については、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

(5) 途中退任時の取扱い

ユニットの確定は、原則として、その確定時に対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象取締役がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失のときは、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内、RSU 制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 53 百万円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

(6) ユニットの消滅事由等

対象取締役が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由又はその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めたときは、対象取締役は、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部若しくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

(7) 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（但し、PSU 制

度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 165 百万円以内、RSU 制度においては、発行又は処分される当社の普通株式の総額と合わせ年額 53 百万円以内といたします。) を支給することができるものといたします。

(ご参考) 当社は、本議案が本株主総会において承認されることを条件として、当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対しても、本制度におけるものと同様の事後交付型業績連動型株式報酬制度及び事後交付型株式報酬制度を導入する予定です。

以上